

第65号議案

品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

品川区長 濱 野 健

品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例

品川区立創業支援施設条例（平成21年品川区条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条中「および会議室」を「、会議室、交流スペースおよび工房」に改める。

第4条第2項中「会議室」の次に「、交流スペースおよび工房」を加える。

第6条第1項中「会議室」の次に「、交流スペース（貸切りで使用する場
合に限る。）もしくは工房（以下「会議室等」という。）」を加え、同条第4項中「会
議室」を「会議室等」に改める。

第8条中「および店舗」を削り、「、1年」を「1年以内とし、店舗の使用期
間は規則で定める期間」に改め、同条ただし書中「1回」を「共同事務室は1
回」に改め、「2回」の次に「まで、店舗は1回につき規則で定める期間を超え
ない範囲内で1回」を加える。

第11条第3項中「会議室の」を「会議室等の」に改め、「（以下「会議室使
用者」という。）」を削る。

第19条中「創業居室使用者または会議室使用者」を「支援施設を使用する
者」に、「創業居室または会議室」を「支援施設」に改める。

別表中「48,000円」を「10,000円」に、

「

		夜間（5時～9時30分）	2,100円
--	--	--------------	--------

」を

「

		夜間（5時～9時30分）	2,100円
	交流スペース	午前（9時～12時）	900円
		午後（1時～4時30分）	1,400円
		夜間（5時～9時30分）	2,100円
	工房	1時間	300円

」に

改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の交流スペースおよび工房の使用について必要な手続は、同日前においても行うことができる。

（説明）武蔵小山創業支援センターの店舗の使用期間および使用料の限度額を見直すとともに、同センターに交流スペースおよび工房を設置する必要がある。